

諮問実施機関：熊本県知事

諮問日：平成31年（2019年）3月29日（諮問第200号）

答申日：令和2年（2020年）3月10日（答申情第159号）

事案名：水俣病関係訴訟の進行協議に関連する文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申

第1 審議会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、水俣病関係訴訟の進行協議に関連する文書について、平成31年（2019年）1月18日に行った不存在による不開示決定は、妥当である。

第2 諮問に至る経過

- 1 平成30年（2018年）12月7日、審査請求人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、以下の内容の開示請求を行った。

現在、熊本地裁で審理されている平成27年（行ウ）第16号水俣病認定義務付請求訴訟（水俣病被害者互助会訴訟）について、2015年の提訴から2018年11月30日までの期間で、当該訴訟の進行協議に関連する下記の文書

- ①当該進行協議に環境省職員が参加することを環境省から熊本県に要請された文書、あるいは熊本県から環境省に要請した文書（参加目的がわかるように）（以下「本件請求文書①」という。）
- ②当該進行協議に環境省職員が参加することを裁判所に要請した文書（以下「本件請求文書②」という。）
- ③進行協議に参加した環境省職員の名簿、またはこれに代わる文書。（参加した環境省職員の名前がわかるもの）（以下「本件請求文書③」という。）

- 2 平成31年（2019年）1月18日、実施機関は、本件請求文書①及び②については、作成又は取得していないという理由から、不存在による不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を行った。また、本件請求文書③については、「期日経過報告書（平成29年（2017年）2月24日、平成29年（2017年）4月21日、平成29年（2017年）6月23日、平成29年（2017年）9月11日、平成29年（2017年）11月6日、平成30年（2018年）2月5日、平成30年（2018年）9月28日）」を対象文書として特定し、部分開示決定を行った。

- 3 平成31年（2019年）2月22日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して本

件不開示決定を不服とする審査請求を行った。

- 4 平成31年（2019年）3月29日、実施機関は、この審査請求に対する裁決を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、熊本県情報公開審査会に諮問を行った。
- 5 平成31年（2019年）4月1日、熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例の施行に伴い、同条例附則第2項の規定に基づき、当審議会に諮問があったものとみなし、当審議会において調査審議を行うこととなった。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件不開示決定において不開示となった文書（本件請求文書①及び②）を審査請求人の求めに応じて開示することを要求する。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書等によれば、おおむね次のとおりである。

（1）審査請求書

次の理由から、当該文書を作成・取得していないという不開示の理由は全く信用できない。

ア 公開法廷での口頭弁論とは別に開かれる進行協議には、原則として訴訟当事者しか同席できない。当該訴訟において、環境省は訴訟当事者ではない。よって、当該進行協議に環境省職員が同席するためには、事前に環境省と熊本県との間で打合せ・調整を行い、同席することとその必要性を裁判官に連絡・説明する必要がある（実際に、2017年2月24日の第7回口頭弁論期日後の進行協議において、環境省職員の同席を、熊本県が裁判所に事前に申し入れていたことが確認されている。）。

イ 当該訴訟への対応は、熊本県の行政行為として公金が使用されている。

ウ 環境省職員が、本来ならば同席しないのが原則なのに、進行協議に同席したということは、何らかの特別な事情が生じたため、原則から外れた行為を行う必要があったことを示している。熊本県の当該訴訟への対応・方針決定に関して、何らかの事情・変更があったことが強く推認される。

エ 熊本県と環境省という異なる行政機関間での打合せ・調整が必要となるため、熊本県にはその経緯を記録・文書作成して保存しておく責務がある。

オ 裁判所へも、正式に要請・申入をしなければならず、同席者の名簿も提出しているはずである。

（2）反論書

が、これは真っ赤な嘘である。本件が発覚した経緯は、「抗議および要望書」で明らかにされている。

結果として発言できなかったのであり、また、何ら記録・文書が明らかにされていないため、本当に発言しなかったのかを確認することはできない。原告・原告代理人も、環境省職員はその身分を隠していたため、発言があったのか確認できない。

イ 裁決書の中では、熊本県には傍聴の希望を伝えていなかったと述べているが、これは驚くべき話であり、到底信じられない。当該訴訟の直接の当事者（被告）は熊本県である。

ウ 開示された期日経過報告書に対する審査請求人の問合せに対する回答によれば、進行協議に環境省の誰が出席したのかでさえ、正確に把握できる名簿は作成していないとのことだった。熊本県には当該訴訟をコントロールしようとする意思がなく、当該訴訟は自らの行政処分（水俣病認定申請の棄却処分）が問われているという自覚が全く見られない。これほど人を馬鹿にした言い分はない。

エ 進行協議に同席するには、裁判所や当事者の許可が必要である。同席の許可を得るために、事前に同席の目的・必要性、出席者名の説明が、直接当事者である熊本県にもあったはずである。

オ 熊本県には、関連訴訟も含めた水俣病認定業務に環境省がどのように関わってきたのか、それに対して熊本県はどのように対応したのか、記録を残す義務がある。もし、本当に口頭弁論当日に環境省職員の同席を知らされたというのなら、後日に文書の提出を求めればよく、それは今からでもできる。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明の内容は、弁明書によると次のとおりである。

請求に係る文書は、作成又は取得していない。

第5 審議会の判断

当審議会は、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件不開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件請求文書①及び②を保有していない理由等について

当審議会において、実施機関に対し、本件請求文書①及び②を作成又は取得していない理由等について詳細な説明を求めたところ、次のとおりであった。

(1) 本訴訟の被告は熊本県及び鹿児島県であるが、水俣病認定業務は第一号法定受託事務である。また、本件訴訟の結果は当該業務の根拠法

令の効力若しくはその解釈又は国の施策等、国の利害に影響を及ぼすことから、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和22年法律第194号。以下「権限法」という。）第7条に基づいて法務大臣に訴訟の実施を請求し、法務省とともに訴訟遂行しており、裁判所への手続等に関しては、基本的に法務省が行っている。なお、環境省は水俣病認定業務に関する法令等を所管しているが、本件訴訟の当事者ではない。

- (2) 当該訴訟の進行協議に環境省の職員が同席したことはあるが、当該訴訟における環境省の進行協議への同席について、経緯・理由（目的）を記載した行政文書はなく、県から環境省に対して同席を要請する文書を発出したことはない。
- (3) 環境省職員の傍聴又は進行協議への同席について、熊本県は、環境省・法務省・裁判所とやり取りは行っていない。
- (4) 熊本県から裁判所に対して、環境省職員の進行協議への同席を認めもらうための手続を行ったこともない。

2 書棚等調査について

当審議会では、本件請求文書①及び②の存否について確認するため、令和元年（2019年）12月19日に、事務局員をして担当課である環境生活部水俣病審査課の書棚及び外付けハードディスク等の調査を同課職員立会いのもと行わせたが、該当する文書の存在はいずれも確認できなかった。

3 本件不開示決定の妥当性について

実施機関の説明によれば、水俣病認定業務は第一号法定受託事務であり、本件訴訟については、権限法第7条に基づいて法務大臣に訴訟の実施を請求し、法務省とともに訴訟遂行しており、裁判所への手続等に関しては、法務大臣が指定した法務省の職員が行っているとのことである。

しかしながら、本件訴訟の当事者はあくまでも熊本県であり、法務省の職員は熊本県の代理人として訴訟遂行しているのであるから、もしこの代理人たる法務省の職員が、本件訴訟の進行協議に環境省職員が同席することに関する文書を作成・取得していれば、当該文書が条例による情報公開の対象になる場合もあり得る。

前記のとおり、実施機関は本件請求文書①及び②を保有していないと説明しているため、本件訴訟を遂行した熊本県の代理人たる法務省の職員が、進行協議に環境省の職員が同席することに関する文書を作成・取得しているかどうかについてさらに確認したところ、まず環境省は、当該訴訟に関する進行協議への同席は、あくまで傍聴が目的であり、傍聴の希望は法務省訟務局に文書ではなく口頭で伝えたと説明している。（令和元年9月20日付け（行情）答申第208号参照）

次に、実施機関から法務省訟務局に確認した結果、本件訴訟に係る進行協議への環境省職員の同席については、環境省職員から、法務省訟務部局の職員である本件訴訟の指定代理人に口頭で伝えられ、同指定代理人において、本件訴訟の進行協議に環境省職員が同席する旨を事前に口頭で裁判所に伝え、裁判所の了解の下、同席していたとのことであった。

以上によれば、環境省から本件訴訟の指定代理人（熊本県の代理人たる法務省訟務部局の職員）に対する連絡も、同指定代理人から裁判所に対する連絡も、いずれも口頭でなされ、文書は作成されていないとのことであり、当審議会としても、進行協議への訴訟当事者以外の者の同席の連絡については、必ずしも書面ではなく口頭で行う例も多くみられることから、口頭で行われたという前記の説明には特段不自然な点は認められないと考える。

したがって、本件請求文書①及び②に係る不存在による不開示決定は妥当である。

- 4 審査請求人のその他の主張について
審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断を左右するものではない。
- 5 結論
以上により、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 審議の経過
以下のとおり。

年 月 日	審 議 の 経 過
平成31年（2019年）3月29日	・ 諮問（第200号）
令和元年（2019年）10月30日	・ 審議
令和元年（2019年）11月26日	・ 実施機関からの説明聴取、審議
令和元年（2019年）12月19日	・ 書棚等調査
令和元年（2019年）12月25日	・ 審議
令和2年（2020年）1月22日	・ 審議

熊本県情報公開・個人情報保護審議会

会	長	馬場	啓
会	長職務代理者	徳永	達哉
委	員	井寺	美穂
委	員	金澤	裕子
委	員	詫間	幸江